

平成22年11月1日  
大臣官房総務課情報公開文書室  
(担当・内線 室長 平嶋 壮州  
室長補佐 大村 良平  
(電話代表) 03(5253)1111(内線7321)

厚生労働省に寄せられた「国民の皆様の声」の集計報告について  
(地方自治体からの要望等)

本省受付分

厚生労働省に寄せられる「国民の皆様の声」につきましては、厚生労働行政の政策改善につながるきっかけとなるものであることから、一週間分の集計結果と現時点での対応等を取りまとめましたので、お知らせいたします。

(平成22年10月22日から平成22年10月28日受付分)

別紙

厚生労働省に寄せられた「国民の皆様の声」の集計報告  
(地方自治体からの要望等・本省受付分)(10/11/01)

厚生労働省に寄せられた国民の皆様の声・集計報告(地方自治体・本省受付分)

平成22年10月22日～10月28日受付分

(単位:件)

組織名	来訪	電話	手紙	FAX	メール	計
<b>行政相談室</b> (各部局に属さないもの)	0	0	0	0	0	0
大臣官房	0	0	0	0	0	0
統計情報部	0	0	0	0	0	0
医政局	0	0	0	0	0	0
健康局	0	0	0	0	0	0
医薬食品局	0	0	0	0	0	0
食品安全部	0	0	0	0	0	0
労働基準局	0	0	0	0	0	0
職業安定局	0	0	0	0	0	0
職業能力開発局	0	0	0	0	0	0
雇用均等・児童家庭局	0	52	0	0	0	52
社会・援護局	0	0	0	0	0	0
障害保健福祉部	0	0	0	0	0	0
老健局	0	13	0	0	0	13
保険局	0	0	0	0	0	0
年金局	0	0	0	0	0	0
政策統括官	0	0	0	0	0	0
日本年金機構	0	0	0	0	0	0
合計	0	65	0	0	0	65

国民の皆様の声の内訳

政策・制度立案への提言	0
制度の実施に関する提案(職員等の接遇問題を含む)	0
法令遵守違反に関するもの	0
その他	65

# 国民の皆様の声・集計報告票(地方自治体・本省受付分)

部局(課室)名	雇用均等・児童家庭局
照会先	雇用均等・児童家庭局総務課長補佐 重元博道(内7817) 電話:03-3595-2491 FAX:03-3595-2668

平成22年10月22日～10月28日受付分

国民の皆様の声 把握方法別件数	来訪	電話	手紙	FAX	メール	合計
	0件	52件	0件	0件	0件	52件

国民の皆様の声の 内訳(大分類)	政策・制度立案への提言	0件
	制度の実施に関する提案(職員等の待遇問題を含む)	0件
	法令遵守違反に関するもの	0件
	その他	52件

(主な国民の皆様の声)

項番	内 容	対 応	
		分類	概 要
1	子ども手当関係 ・外国人関係等(個別ケースを含む)についての申請手続や認定 書類等の照会。		事実や制度を説明。
2			
3			
4			
5			

「対応」欄のうち「分類」欄の丸数字は、事実や制度を説明、改善策を実施済み・実施予定、改善策を検討中、国民の皆様の声の内容を組織で共有する、その他、に分類。

# 国民の皆様の声・集計報告票(地方自治体・本省受付分)

部局(課室)名	老健局	
照会先	総務課企画官 総務課企画法令係	宮崎敦文(内線3911) 富永華子(内線3919)

平成22年10月22日～10月28日受付分

国民の皆様の声 把握方法別件数	来訪	電話	手紙	FAX	メール	合計
	0件	13件	0件	0件	0件	13件

国民の皆様の声の 内訳(大分類)	政策・制度立案への提言	0件
	制度の実施に関する提案(職員等の待遇問題を含む)	0件
	法令遵守違反に関するもの	0件
	その他	13件

(主な国民の皆様の声)

項番	内 容	対 応	
		分類	概 要
1	都道府県のご担当者から、特別養護老人ホーム50床と併設ショートステイ10床の施設が看護体制加算を算定しようとする場合、本体施設である介護老人福祉施設については31人～50人規模の単位数を算定できるのかとのご質問をいただきました。		定員規模に係る要件は特別養護老人ホームのみの定員に着目して判断するため、貴県のご意見のとおりである旨回答しました。
2	都道府県のご担当者から、特別養護老人ホームの栄養マネジメント加算について、入所者の栄養状態について記録が取られていない場合、加算は算定できるのかとのご質問をいただきました。		入所者の栄養状態についての記録は加算算定の要件であるため、記録が取られていない場合は算定できない旨回答しました。
3	介護老人保健施設における認知症ケア加算の算定基準の中で「日中について利用者10人に対し常時1人以上の介護職員又は看護職員を配置すること」とあるが、常時とは具体的にどのような要件なのかとのご照会をいただきました。		勤務者が誰もいない時間帯がないように考慮して職員を配置することが必要である旨説明しました。
4	要介護認定の有効期間は、どの法令に定められているのかとのご照会をいただきました。		介護保険法施行規則第38条、第41条、第52条及び第55条に定められている旨説明しました。
5	介護療養型医療施設サービスにおいて、100床未満の病院の人員基準欠如等による減算の特例は、医療法施行規則第49条が適用される病院も対象になるのかとのご照会をいただきました。		対象になる旨説明しました。

「対応」欄のうち「分類」欄の丸数字は、事実や制度を説明、改善策を実施済み・実施予定、改善策を検討中、国民の皆様の声の内容を組織で共有する、その他、に分類。